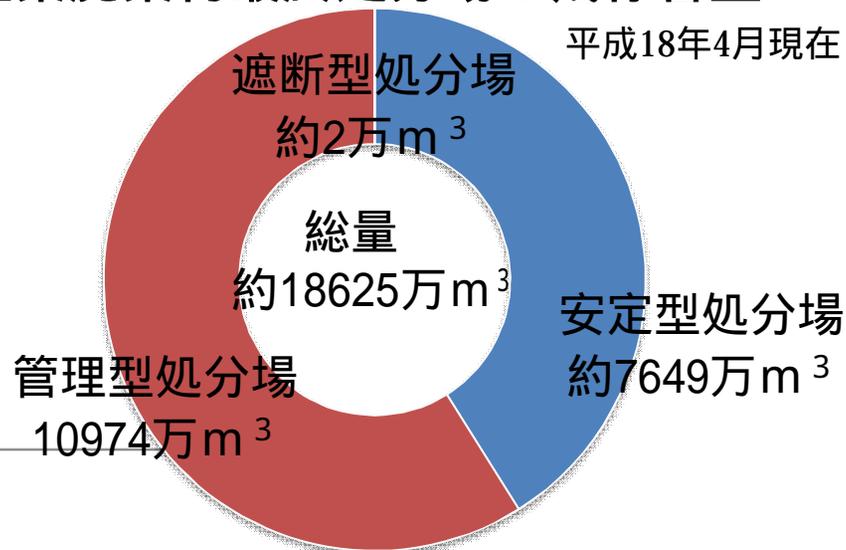


# 産業廃棄物最終処分場の状況について

安定型最終処分場の割合  
最終処分場残存容量の総量の約40%  
最終処分場施設数の約60%

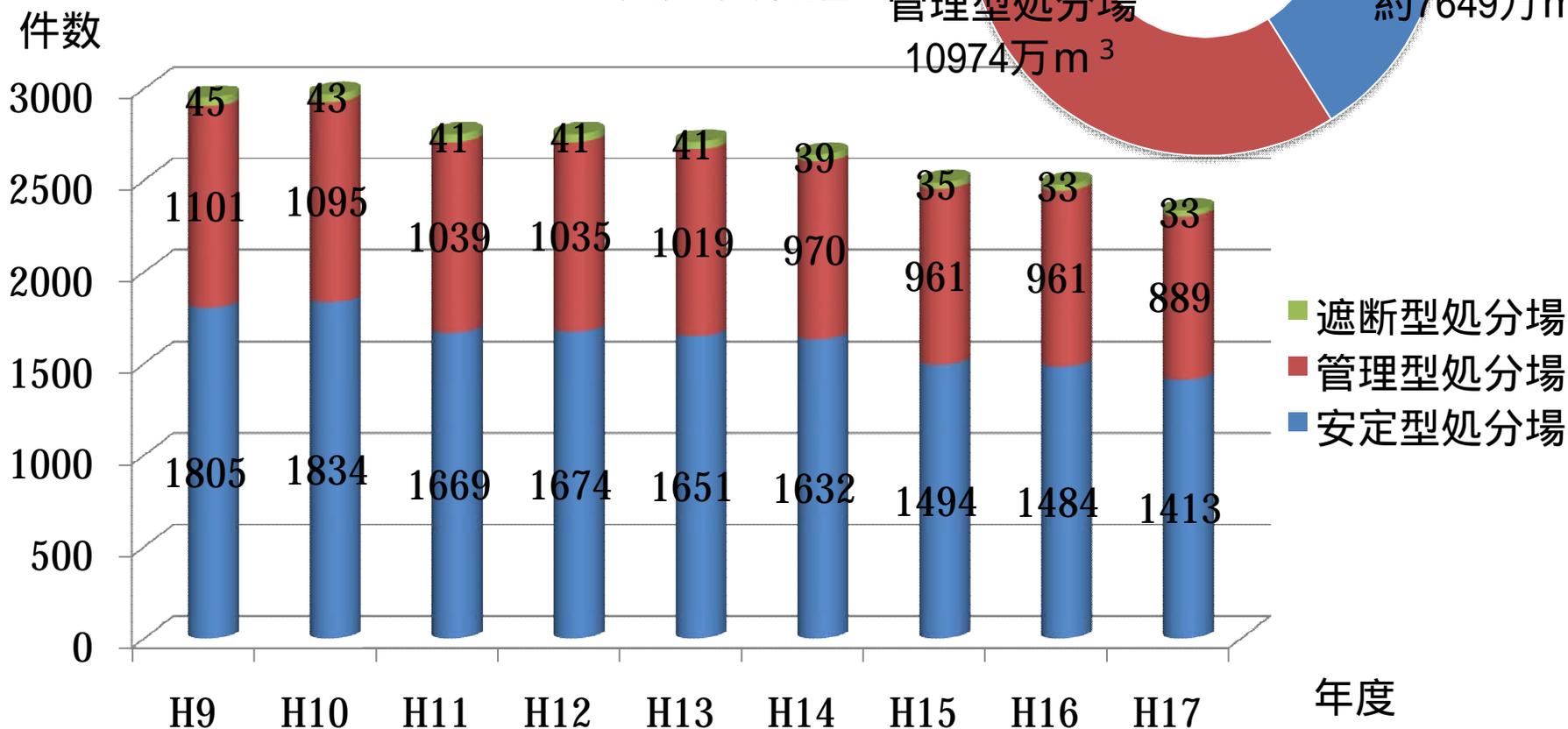
## 産業廃棄物最終処分場の残存容量

平成18年4月現在



## 産業廃棄物最終処分場の許可施設数

平成18年4月現在



# 産業廃棄物処理施設の許可の状況

## 産業廃棄物処理施設の新規許可件数

### 焼却施設

平成9年12月 構造基準及び維持管理基準の強化(ダイオキシン対策)

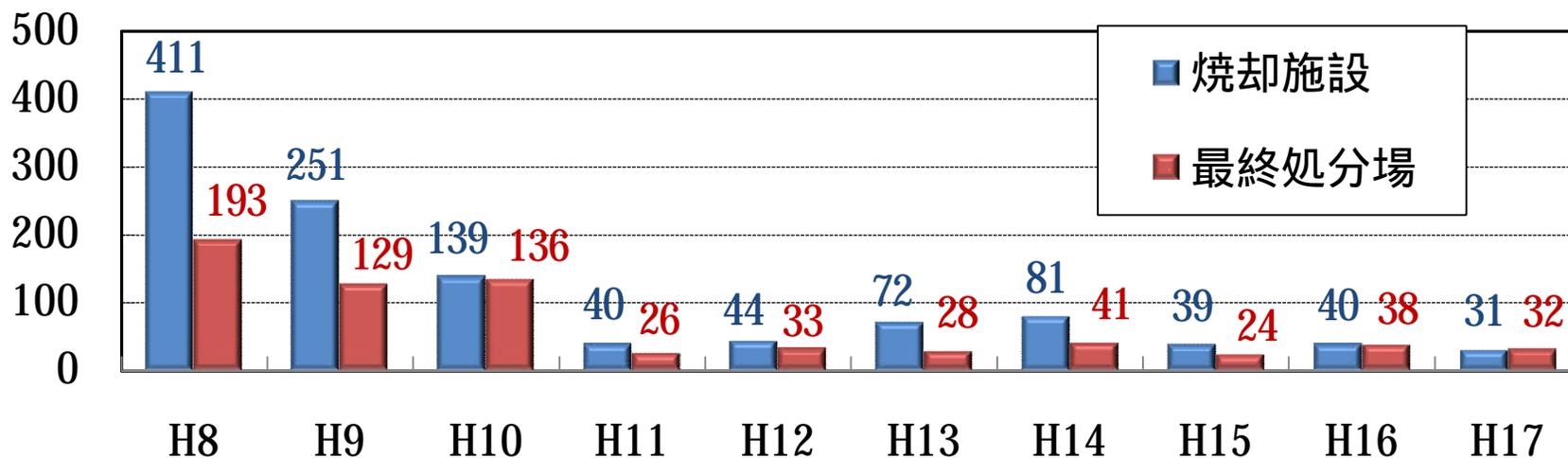
平成10年6月 施設許可手続の強化(生活環境影響調査の義務づけ、告示・縦覧)

### 最終処分場

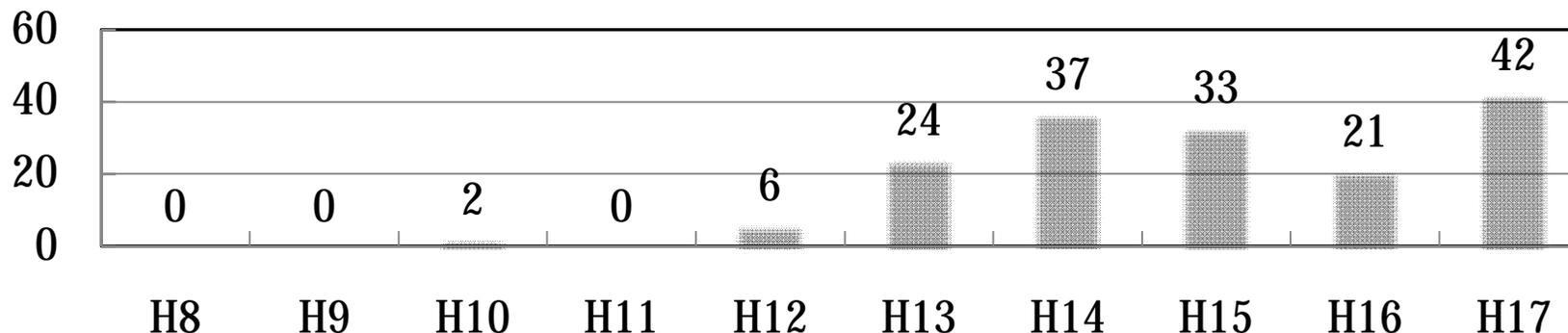
平成9年12月 面積要件の撤廃(規模の裾切りの撤廃)

平成10年6月 施設許可手続の強化(生活環境影響調査の義務づけ、告示・縦覧)

(件)



## 法第15条の3に基づく施設許可取消処分件数



# 安定型最終処分場について

安定型最終処分場とは、有害物や有機物等が付着していない廃プラスチック類、がれき類等の、分解せず安定型である一定の産業廃棄物(安定型産業廃棄物)を、埋立処分することが認められている処分場のこと。

安定型産業廃棄物以外の産業廃棄物を搬入しないよう、展開検査が義務付けられている。

## 構造のイメージ

### 安定型産業廃棄物

#### 廃プラスチック類

ただし、自動車等破砕物、廃プリント配線板、廃容器包装(不要物であるもので、有害物質又は有機性物質が混入・付着しているもの)を除く。

#### ゴムくず

#### がれき類

#### 金属くず

ただし、自動車等破砕物、廃プリント配線板、廃容器包装(不要物であるもので、有害物質又は有機性物質が混入・付着しているもの)、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板を除く。

#### ガラス・陶磁器くず

ただし、自動車等破砕物、廃容器包装(不要物であるもので、有害物質又は有機性物質が混入・付着しているもの)、廃ブラウン管の側面部、廃石膏ボードを除く。

#### 環境大臣が指定する産業廃棄物

石綿含有廃棄物を、処理基準にのっとり溶融又は無害化処理して生じた産業廃棄物、溶融又は無害化処理して生じたばいじんを基準にのっとり溶融して生じた産業廃棄物 など

# 最終処分場の埋立終了後の維持管理コスト

## 維持管理費用の項目

### 埋立終了時

最終覆土費用  
法面保護工事費用  
植栽費用  
雨水排水設備費用  
ガス抜き設備費用( )

### 埋立終了後から廃止までの期間

人件費  
施設・機器の点検費用  
施設・機器の補修費用  
浸出液処理設備運転管理費用( )  
水質検査等モニタリング費用  
(保有水、放流水、地下水等のモニタリング)等

### 廃止時

管理事務所の撤去費用 等

管理型処分場のみ。

## ( 計算例 )

### 管理型最終処分場

埋立面積 30,000 m<sup>2</sup>  
埋立期間 10年  
維持管理年数 18年  
(燃え殻、焼却灰等が埋立物に含まれる施設を想定)  
浸出液処理施設能力 150 m<sup>3</sup> /日

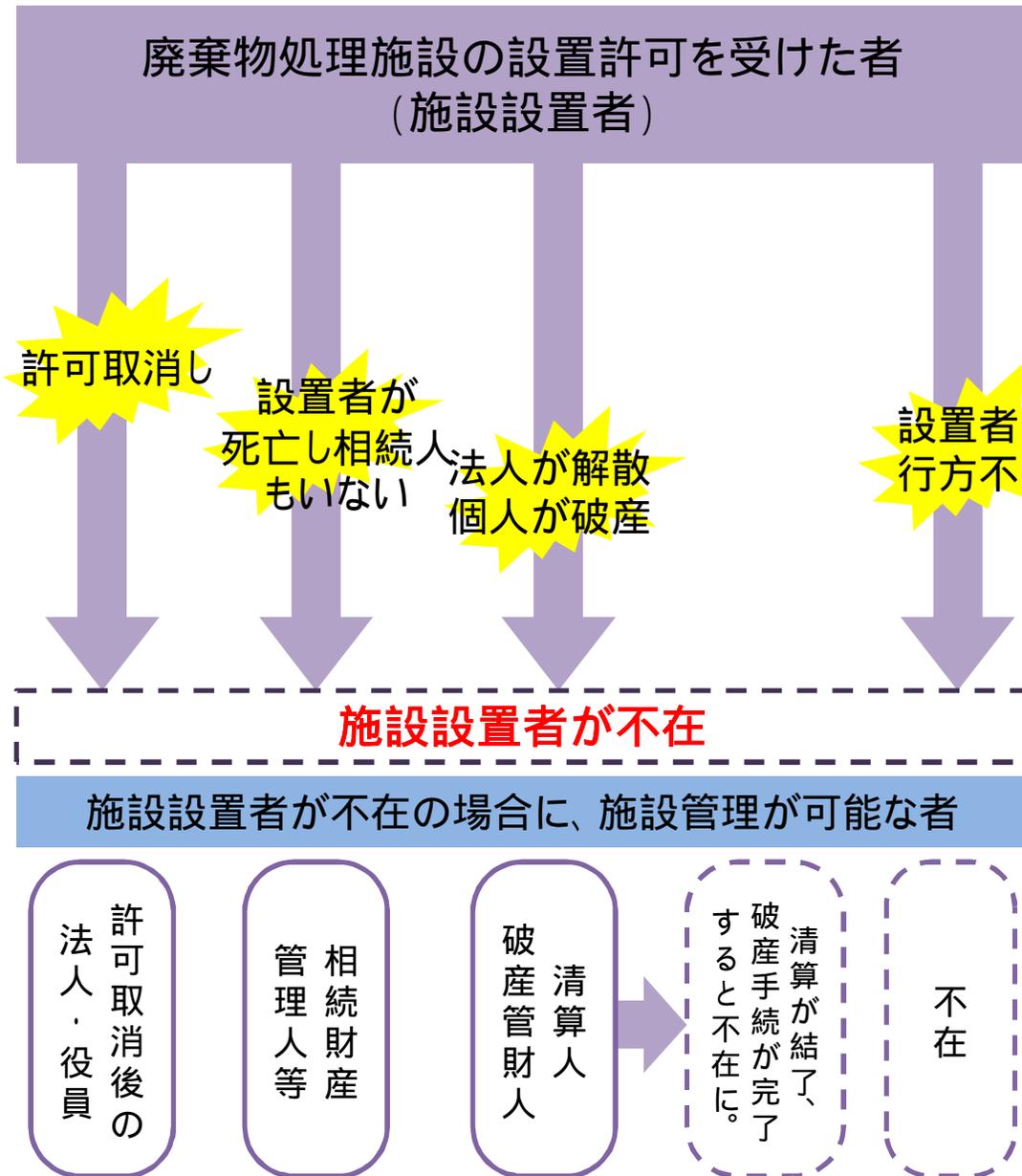
(総額) 約12億円

### 安定型最終処分場

埋立面積 30,000 m<sup>2</sup>  
埋立期間 10年  
維持管理年数 3年

(総額) 約8千万円

# 最終処分場の設置者が不在となる場合



最終処分場の維持管理義務

維持管理積立金の積立義務

埋立終了の届出義務

廃止の届出義務、  
都道府県による廃止確認  
を受ける義務

維持管理するために維持  
管理積立金を取り戻すことが  
できる。

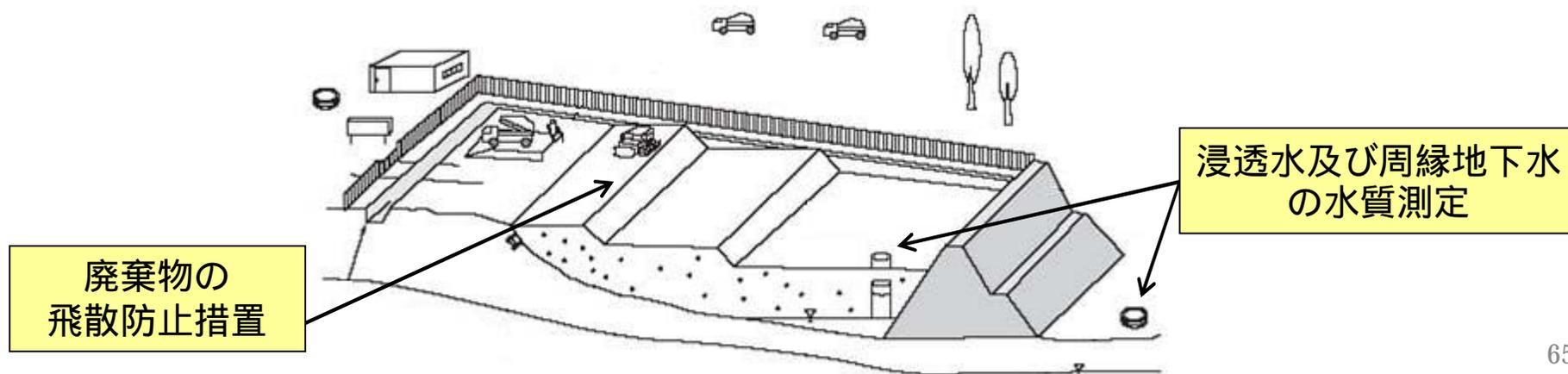
施設設置者の代わりに施設管理が可能な者であっても、維持管理義務等の責任を負う仕組みになっていない。

施設管理が可能な者がいないために行政が公費を投入して管理せざるをえない場合があるが、維持管理積立金を利用できる仕組みになっていない。

## 最終処分場が放置され問題となった事例

- A市に設置されたB事業者のC処分場(安定型)について、A市が立入検査を行ったところ、著しい容量超過が判明。
- A市はB事業者に対し、改善命令を発出したが、B事業者には命令を履行する資力が無く休眠状態に。
- A市は周辺住民の不安解消のため、C処分場についての維持管理を代行。
  - ✓ 浸透水及び周縁地下水の水質測定
  - ✓ 表出している廃棄物の飛散防止措置
- A市は施設の設置者ではないため、当該維持管理にかかる経費について維持管理積立金を取り戻すことができない。

同様の問題は、設置者が許可取消処分を受けた場合や行方不明となった場合などにも起こり得る。



# 最終処分場維持管理積立金制度

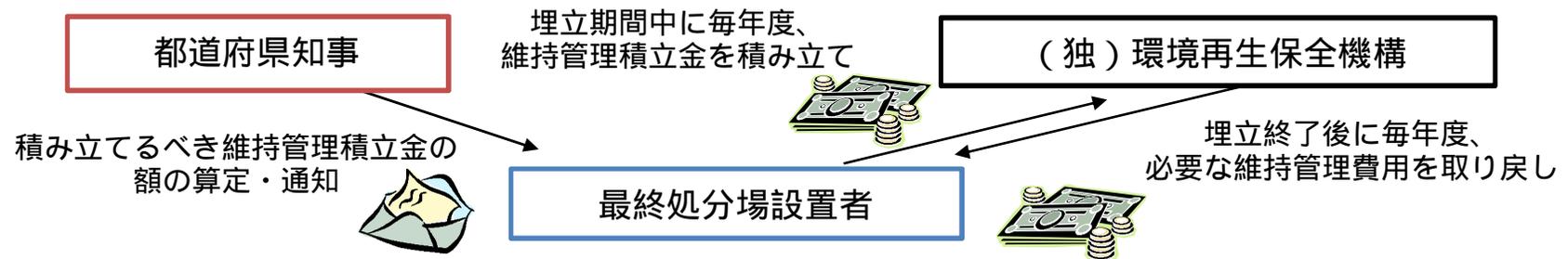
## 制度の趣旨

最終処分場は、埋立終了後は収入がなくなる一方で、埋立終了後、廃止までの間、必要な維持管理を行わなければならないため、埋立終了後の最終処分場の適正な維持管理を確保するため、最終処分場の設置者に対し、埋立終了後に必要となる維持管理費用をあらかじめ積み立てることを義務づけるもの。

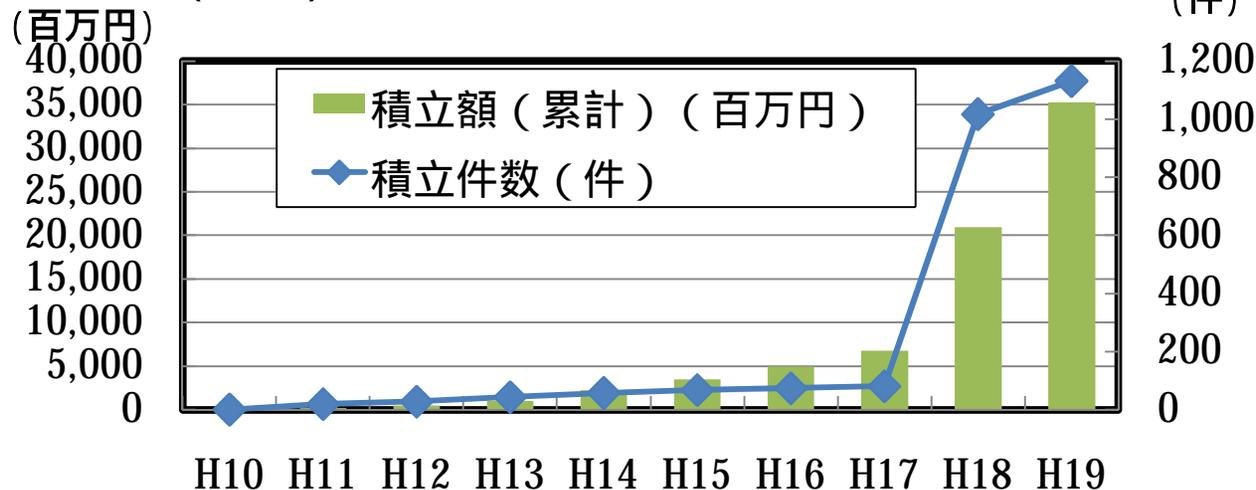
## 制度の仕組み

最終処分場の設置者は、埋立期間中、毎年度、都道府県知事が通知する額の金銭を、独立行政法人環境再生保全機構に積み立てる。

最終処分場設置者は、埋立終了後、毎年度、維持管理費用を独立行政法人環境再生保全機構から取り戻す。



## 積立額(累計)及び積立件数



平成17年の法改正により、最終処分場の維持管理積立金制度の対象を全ての許可処分場に拡大

### 積立金未収納件数

{ = (通知件数) - (積立件数) }  
H19: 176件 (H18: 195件)

# 廃棄物処理センター制度

## 産業廃棄物処理施設整備に係る公共関与の形態

形態		内容
経営参加		事業主体への出資
経済的手法 (ハード的支援)	用地確保支援	公共用地の無償提供・賃貸・売却 等
	補助等の助成	施設整備費に対する補助・低利融資・債務保証 等
規制・誘導・支援策 (ソフト的支援)	地元説明	立地について理解を得るための住民説明
	申請手続き等	アセスメント支援、都市計画審議会申請業務 等
	その他	安全で安心できる施設に廃棄物が集まる環境づくり、リサイクル品流通支援、残渣処分先確保の協力、情報提供 等

公共の信用力を活用して安全性・信頼性の確保を図りつつ、民間の資本・人材等を活用して廃棄物処理施設の整備を図るため、公的主体の関与した一定の法人等を環境大臣が廃棄物処理センターとして指定し支援

### 産業廃棄物処理事業の事業主体

事業主体	事業主体の性質・特徴
民間事業者	
PFI選定事業者	
株式会社(公共の1/3以上の出資)	
財団法人	
公共直営	

廃棄物処理法第15条の5

# 廃棄物処理センターの指定実績及び稼働状況

- 19法人を指定(平成21年12月現在)
- うち、13法人の処理施設が稼働稼働中

## 未稼働

都道府県	法人名	指定日	事業実施状況
岩手県	(財)クリーンいわて事業団	H5.1.7	最終処分場、焼却施設、破砕施設が稼働(平成7年9月～)
愛媛県	(財)愛媛県廃棄物処理センター	H5.11.25	焼却施設が稼働(平成12年1月～)
新潟県	(財)新潟県環境保全事業団	H6.6.29	焼却施設、最終処分場等が稼働(平成11年4月～)
兵庫県	(財)兵庫県環境クリエイトセンター	H7.11.27	最終処分場が稼働(平成13年10月～)
三重県	(財)三重県環境保全事業団	H11.11.22	焼却施設が稼働(平成14年12月～) 平成21年度から最終処分場を建設予定
神奈川県	(財)かながわ廃棄物処理事業団	H12.11.2	焼却施設が稼働(平成13年6月～)
宮崎県	(財)宮崎県環境整備公社	H12.12.20	最終処分場、焼却施設等が稼働(平成17年11月～)
島根県	(財)島根県環境管理センター	H12.12.20	最終処分場が稼働(平成14年4月～)
茨城県	(財)茨城県環境保全事業団	H13.12.17	最終処分場、焼却施設が稼働(平成17年8月～)
佐賀県	(財)佐賀県環境クリーン財団	H14.3.11	最終処分場、焼却施設が稼働(平成21年4月～)
山梨県	(財)山梨県環境整備事業団	H14.11.25	最終処分場が稼働(平成21年5月～)
滋賀県	(財)滋賀県環境事業公社	H14.11.25	最終処分場が稼働(平成20年10月～)
岩手県	いわて県北クリーン(株)	H18.10.30	焼却施設が稼働(平成21年4月～)

都道府県	法人名	指定日
香川県	(財)香川県環境保全公社	H6.3.14
高知県	(財)エコサイクル高知	H6.8.1
和歌山県	(財)紀南環境整備公社	H17.12.1
愛知県	(財)愛知臨海環境整備センター	H18.6.14
熊本県	(財)熊本県環境整備事業団	H20.3.17
鹿児島県	(財)鹿児島県環境整備公社	H21.12.21

# 廃棄物処理センターに対する支援制度

## 国庫補助

### 産業廃棄物処理施設モデル的整備費補助

- ・一定規模以上の産業廃棄物の焼却施設、最終処分場等の整備につき、施設整備費の1/4を上限として、都道府県負担額と同額を補助
- ・都道府県の負担については地方債措置の適用あり

### 廃棄物処理施設整備費補助

- ・一般廃棄物及び公共系産業廃棄物受入分に対する補助

### 広域的廃棄物埋立処分施設整備費(安全性等確保事業)補助

- ・最終処分場の安全性確保のための事業(環境アセスメント、水質検査設備の整備等が対象)に対する1/2補助

## 税制上の特例措置

- ・廃棄物処理センターの基金に対する事業者の出えん金についての損金算入の特例

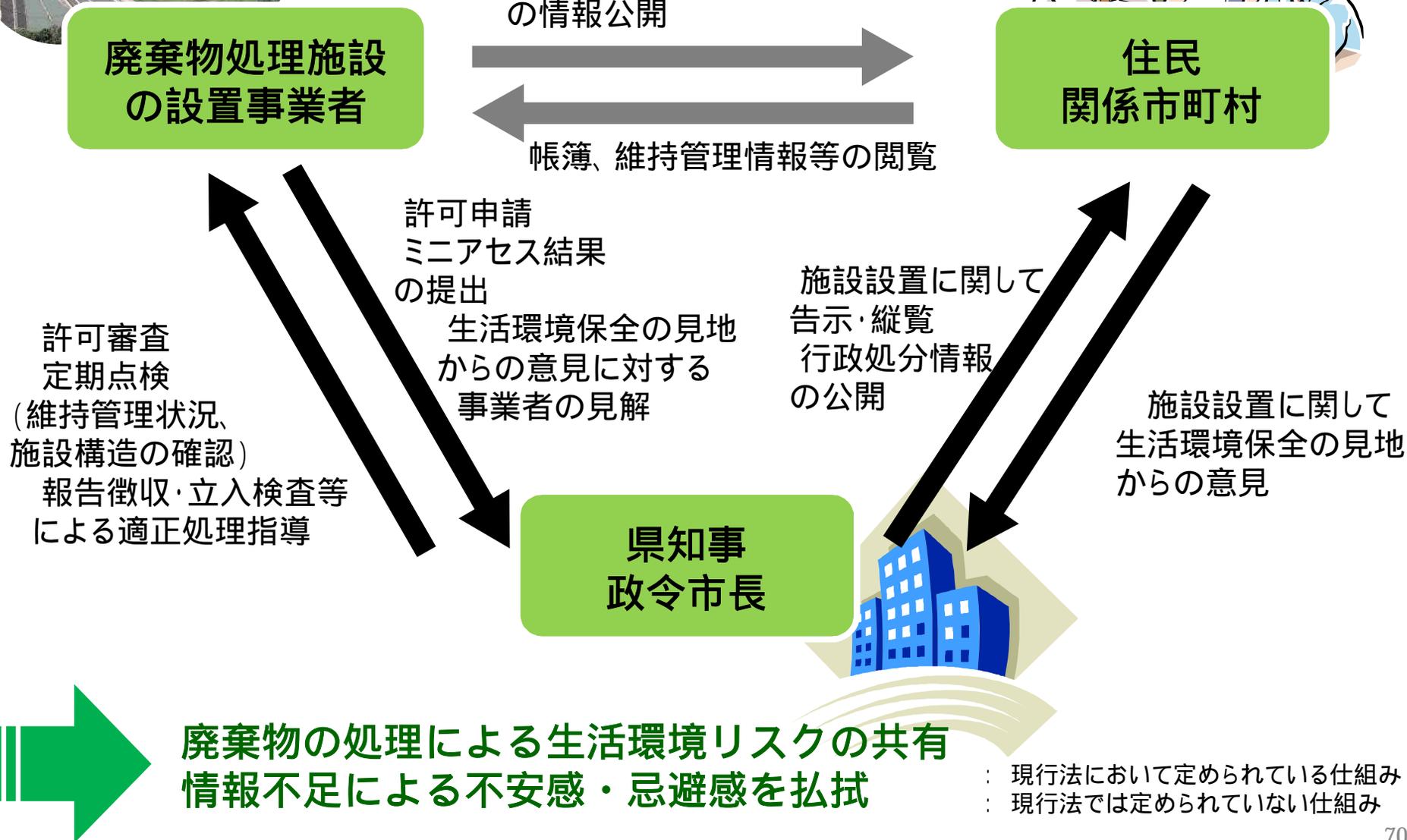
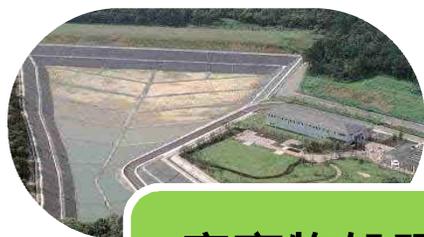
## 廃棄物処理センター整備基本計画調査(センター調査)

- ・廃棄物処理センターの整備促進のため、経営等の基礎調査を実施

## 産業廃棄物処理特定施設整備法に関する支援措置

- ・特定債務保証対象施設の整備に当たり、振興財団の債務保証

# 廃棄物処理施設に関するリスクコミュニケーション



# 不法投棄撲滅アクションプラン

(平成16年6月15日策定)

## 1. 不法投棄の現状

### 不法投棄の件数及び投棄量

- ・新たに確認される産業廃棄物の不法投棄は、近年40万t前後(1,000件前後)で推移。
- ・15年度当初の全国の不法投棄残存総量は、約1,096万t(約2,500件)。

### 不法投棄による影響

不法投棄は、水質汚濁や土壌汚染等の環境面での影響はもちろん、原状回復費用(香川県豊島:総額447億円、青森・岩手県境:総額655億円)等の経済的損失をもたらすほか、周辺地域のコミュニティも破壊する等、社会的な影響も極めて大きい。

## 2. アクションプランのねらい

- ・不法投棄がもたらす様々な影響を考えれば、その未然防止を図ることが不可欠。
- ・このため、従来より講じてきた罰則の強化等の措置に加え、廃棄物の処理の流れに即した各段階での総合的な対策(アクションプラン)が必要。
- ・これにより、不法投棄対策の当面の目標である「5年以内に早期対応により大規模事案(5000トンを超えるもの)をゼロとする。」の実現を目指す。

## 3. アクションプランのポイント(3つの視点)

### 地域における意識の向上

### 身近な散乱ごみ対策の強化(破れ窓理論の応用)

- ・分別収集ガイドラインの策定、日常生活や引越時等におけるごみ減量化の推進 等

### 廃棄物処理体制の強化

### 受け皿の確保と廃棄物処理システムの透明性の向上

- ・車両へのステッカー貼付、行政処分の徹底、国境を越える廃棄物移動の適正化
- ・処理施設の効率的整備に向けた国の支援の充実、処分場の安全対策の強化 等

### 制度を支える人材の育成

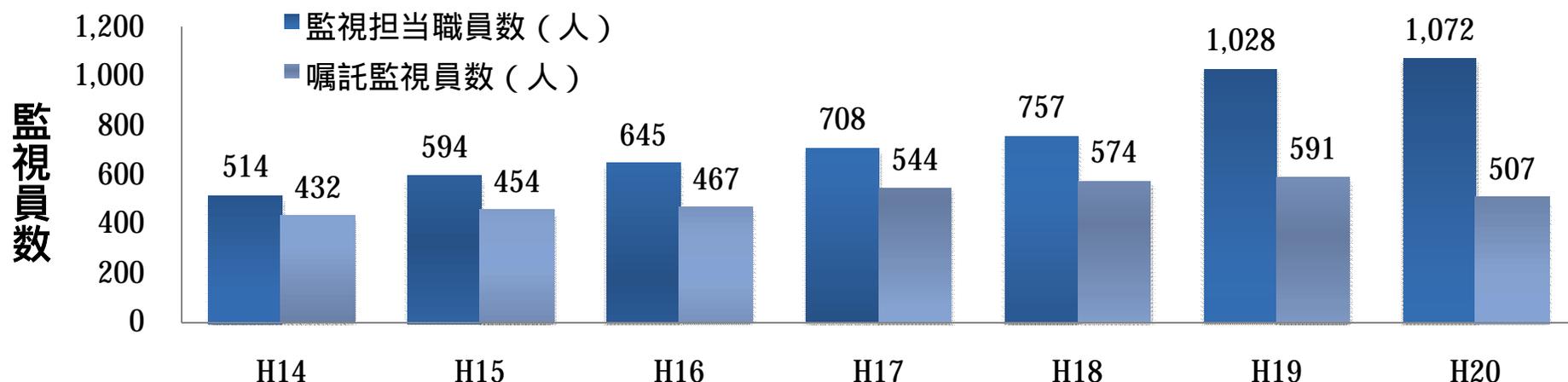
### 優良処理業者の育成や行政における体制整備

- ・評価基準の策定と税制措置等による優良処理業者の育成
- ・指導員の派遣・産廃アカデミー等による国と地方の人材育成
- ・地方環境対策調査官事務所の充実・強化や、不法投棄ホットラインの整備等を通じた環境監視(環境パトロール)活動や現場での即応体制の強化 等

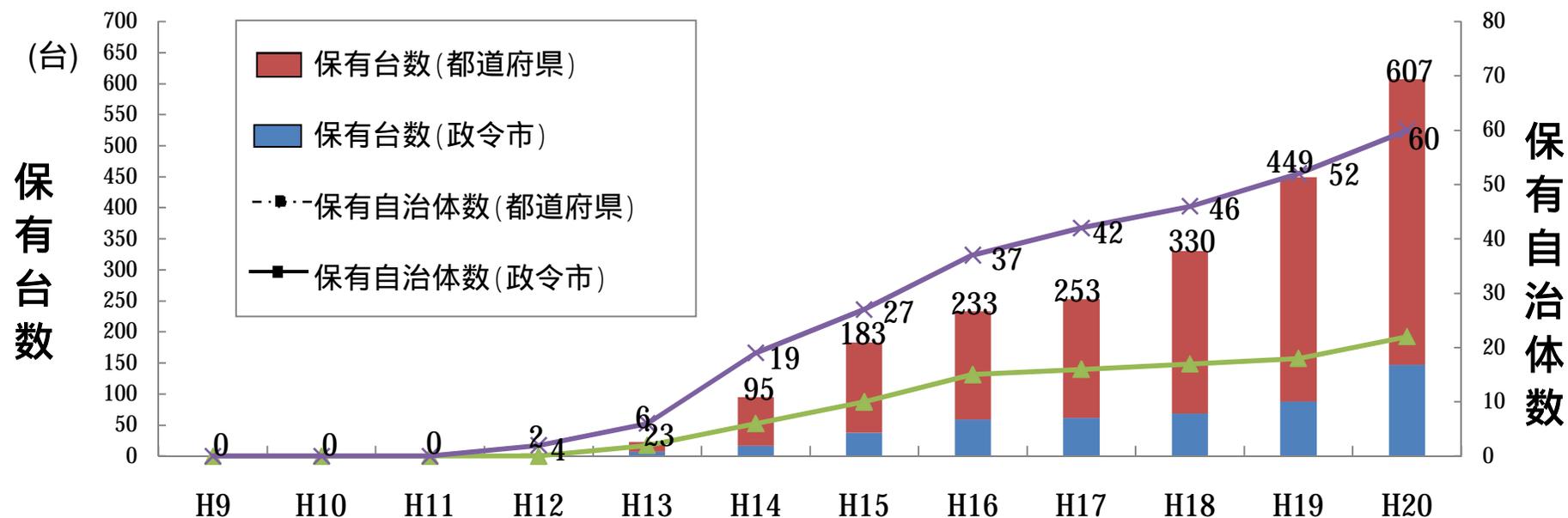
当面の目標「平成21年までに大規模事案(5000トン以上)をゼロにする」

# 不法投棄監視体制について

## 不法投棄等の監視・適正処理の指導担当職員数



## 全国の固定式監視用カメラ保有自治体数と台数



# 報告徴収について

## 概要

廃棄物の適正な処理を確保するため、行政は、廃棄物の処理、施設構造・維持管理に関し、必要な報告を求めることができる。拒否・虚偽報告については、30万円以下の罰金の対象となる。

## 報告徴収の対象者

排出事業者

廃棄物・廃棄物である疑いのある物の収集・運搬・処分を業とする者(無許可業者も含む。)

廃棄物処理施設の設置者

情報処理センター(電子マニフェスト情報に関する報告徴収)

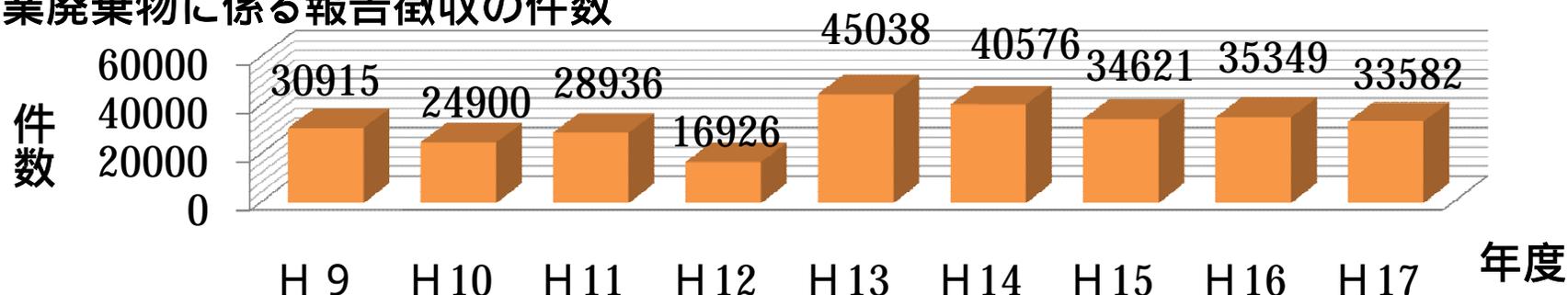
廃棄物が地下にある土地(旧最終処分場など)の土地所有者

指定区域(廃棄物が地下にある土地で都道府県知事に指定された区域)において土地の形質変更を行う者

廃棄物の不適正処理がされた土地の所有者

実行者と認められなければ、現行法では、法律に基づく報告徴収の対象とはならない。

## 産業廃棄物に係る報告徴収の件数



平成12年法改正により、許可の欠格要件・取消要件の強化、保管基準、委託基準等の強化、措置命令対象拡大、罰則の引き上げなど一連の対策強化を図り、これを受け、平成13年に「行政処分の指針について」(通知)を発出し、行政処分を積極的かつ厳正に実施するべきであることを明確にした。

平成15年法改正により、廃棄物の疑いがある物についても報告徴収を可能にした。

# 立入検査について

## 概要

廃棄物の適正な処理を確保するため、行政は、その職員に、廃棄物の処理、施設の構造・維持管理に関し、帳簿書類等の物件を検査させ、試験のために廃棄物を無償で収去させることができる。  
拒否、妨害、忌避行為については、30万円以下の罰金の対象となる。

## 立入検査の対象

排出事業者の事務所・事業場  
廃棄物・廃棄物である疑いのある物の収集・運搬・処分を業とする者の事務所・事業場(無許可業者による不法投棄現場、無許可設置施設を含む。)  
廃棄物処理施設のある土地・建物  
廃棄物が地下にある土地(旧最終処分場など)

廃棄物の不適正処理がされた土地の所有者の事務所

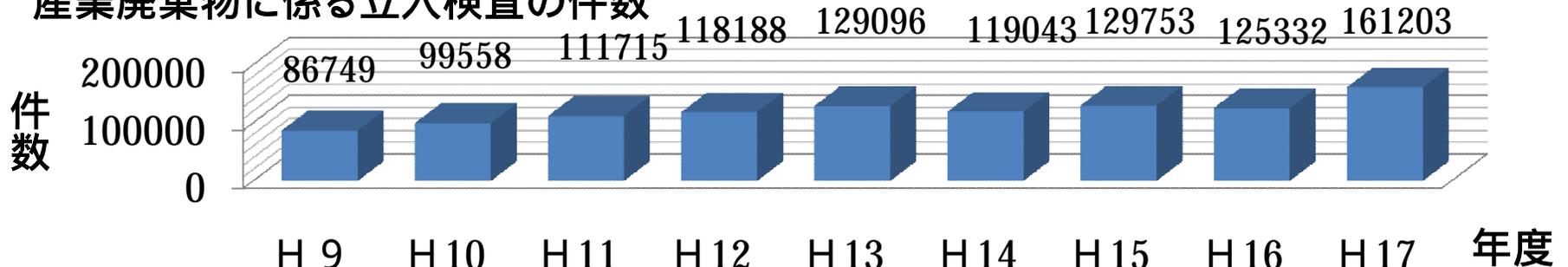
実行者と認められなければ、現行法では、法律に基づく立入検査の対象とはならない。

産業廃棄物の不法投棄の疑いが相当程度確実と思われる土地に立入検査を行うこととし、土地所有者へ当該土地への立入り等の承諾を求めたところ、土地所有者が私有地への立入を拒否する事例あり。

収集運搬車両

現行法では、法律に基づく立入検査の対象とはならない。(運転席にある書類の検査などができない。)

## 産業廃棄物に係る立入検査の件数



平成12年法改正により、許可の欠格要件・取消要件の強化、保管基準、委託基準等の強化、措置命令対象拡大、罰則の引き上げなど一連の対策強化を図り、これを受け、平成13年に「行政処分の指針について」(通知)を発出し、行政処分を積極的かつ厳正に実施するべきであることを明確にした。

平成15年法改正により、廃棄物の疑いがある物についても立入検査を可能にした。

# 措置命令について

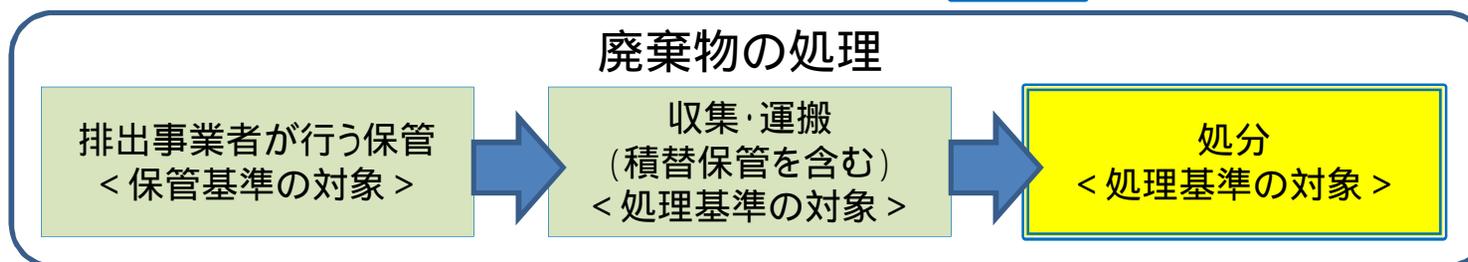
## 概要

既に行われた違法な処分に起因する、生活環境保全上の支障等の除去・発生の防止のために必要な措置を講ずることを、行政が処分者等に対し命ずるもの。

## 発出要件

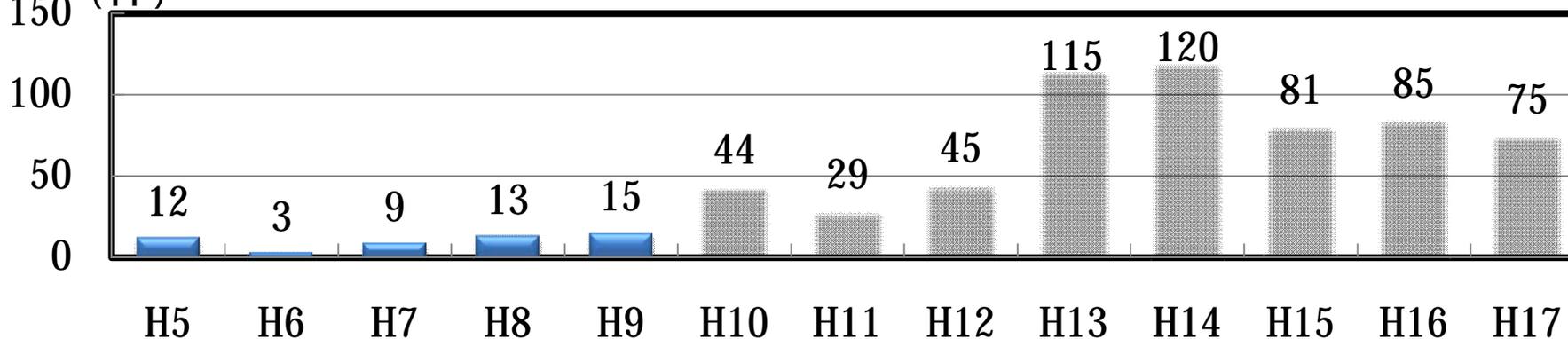
以下 のいずれも満たすときに、発出することができる。  
廃棄物の廃棄物処理基準に適合しない不適正な処分が行われたとき  
生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるとき

現行法上、措置命令の対象となっている行為の範囲  



## 措置命令(第19条の5)発出件数

(件)



# 罰則規定について

対象となる違反行為	罰則
<p>不法投棄・不法焼却(未遂も含む)  <u>無許可営業、無許可施設設置</u>  <u>許可の不正取得</u>                      事業停止命令違反、措置命令違反                      委託違反                      指定有害廃棄物(硫酸ピッチ)の処理基準違反 など</p>	<p>5年以下の懲役                      1000万円以下の罰金                      又はこれらの併科                      *下線は、法人重課の対象であり、法人に対して、                      1億円以下の罰金刑( )</p>
<p>委託基準違反、再委託基準違反、                      施設の改善・使用停止命令違反、改善命令違反                      施設の無許可譲受・借受、                      不法投棄・不法焼却目的の収集運搬(予備罪) など</p>	<p>3年以下の懲役                      300万円以下の罰金                      又はこれらの併科</p>
<p>欠格要件に該当した場合の届出違反                      使用前検査の受検義務違反                      マニフェスト義務違反 など</p>	<p>6ヶ月以下の懲役                      50万円以下の罰金</p>
<p>帳簿義務違反、維持管理記録義務違反、                      報告徴収の拒否・虚偽報告                      立入検査・収去の拒否・妨害・忌避 など</p>	<p>30万円以下の罰金</p>

法人重課:両罰規定において、法人に対する罰金額の上限を違反した行為者よりも高くすること。

# 産業廃棄物適正処理推進センターの支援

平成9年6月の廃掃法改正により、産業廃棄物の適正処理確保のための事業者の自主的な活動を推進することを目的として指定した法人であり、産業廃棄物適正処理推進基金の運営等を行っている。

## 不法投棄等の不適正処分

【廃棄物処理法上の処理基準（法第12条第1項又は法第12条の2第1項）に違反する処分】

生活環境の保全上の支障又は生ずるおそれ

## 都道府県知事等による措置命令（支障の除去等を命令）

【法第19条の5：処分者、委託基準違反の排出事業者等】 【法第19条の6：注意義務違反の排出事業者等】

（原因者による支障の除去等がなされない場合）

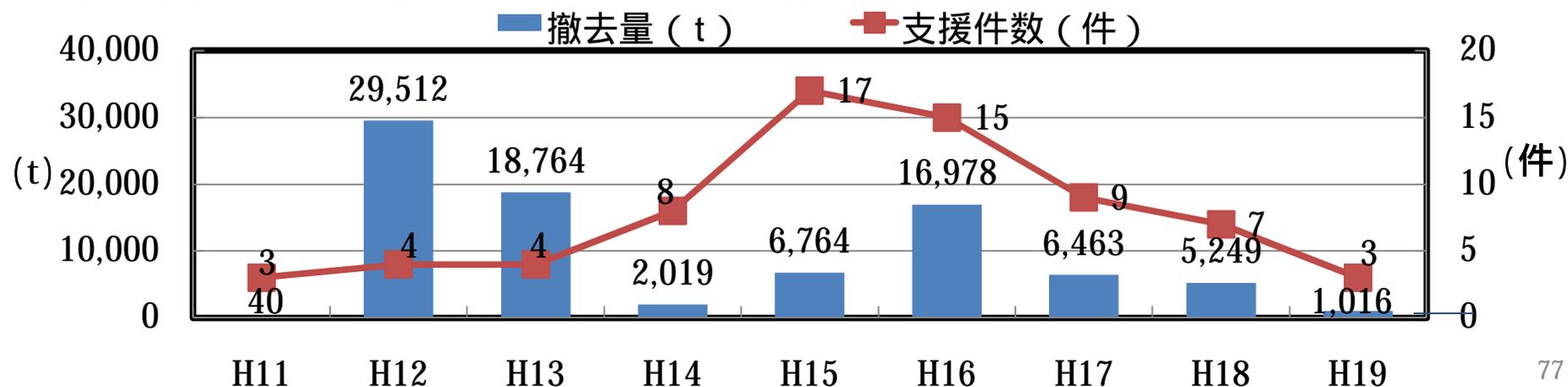
原因者による支障の除去等

都道府県等による行政代執行（知事等の裁量。費用は原因者に求償）  
【法第19条の8】

（都道府県等が要した費用について支援）

産業廃棄物適正処理推進センターの基金による財政支援（改正法施行（平成10年6月）以降のもの）

## 産業廃棄物適正処理推進センターによる支援の実績



# 多量排出事業者処理計画制度の概要

## 平成3年改正

事業者に対して都道府県知事が個別に処理計画の作成を指示

## 平成9年改正

事業者の作成する処理計画に関して、廃棄物の減量の視点が明確に

## 平成12年改正

前年度の産業廃棄物の発生量が1000トン(特管産廃は50トン)以上の事業場を設置している排出事業者に、処理計画の提出・計画の実施状況の報告を義務付け

都道府県知事は、計画及びその実施状況について、1年間公衆の縦覧に供する方法で公表

## 処理計画の基準

当該事業場の事業概要を記載すること  
以下の事項を定めること

- ・ 計画期間
  - ・ 処理に係る管理体制に関する事項
  - ・ 排出抑制・分別・再生利用・処理に関する事項
- 以下を記載した処理計画書を添付すること

- ・ 前年度の産業廃棄物発生量
- ・ 以下の本年度の目標量

産業廃棄物発生量  
自己直接再生利用量  
自己直接埋立処分・海洋投入量  
自己中間処理量  
自己中間処理残さ量  
自己中間処理後の再生利用量  
自己中間処理後の自己埋立処分・海洋投入量  
直接委託・自己処理後委託処分量

## 実施状況報告

以下を記載した処理計画実施報告書を提出すること

- ・ 産業廃棄物発生量の目標
- ・ 処理計画の以下事項の実施状況

産業廃棄物発生量  
自己直接再生利用量  
自己直接埋立処分・海洋投入量  
自己中間処理量  
自己中間処理残さ量  
自己中間処理後の再生利用量  
自己中間処理後の自己埋立処分・海洋投入量  
直接委託・自己処理後委託処分量

処理計画は6月30日までに提出  
実施状況報告は、翌年度の6月30日までに提出

# 多量排出事業者処理計画・実施状況報告書の提出状況

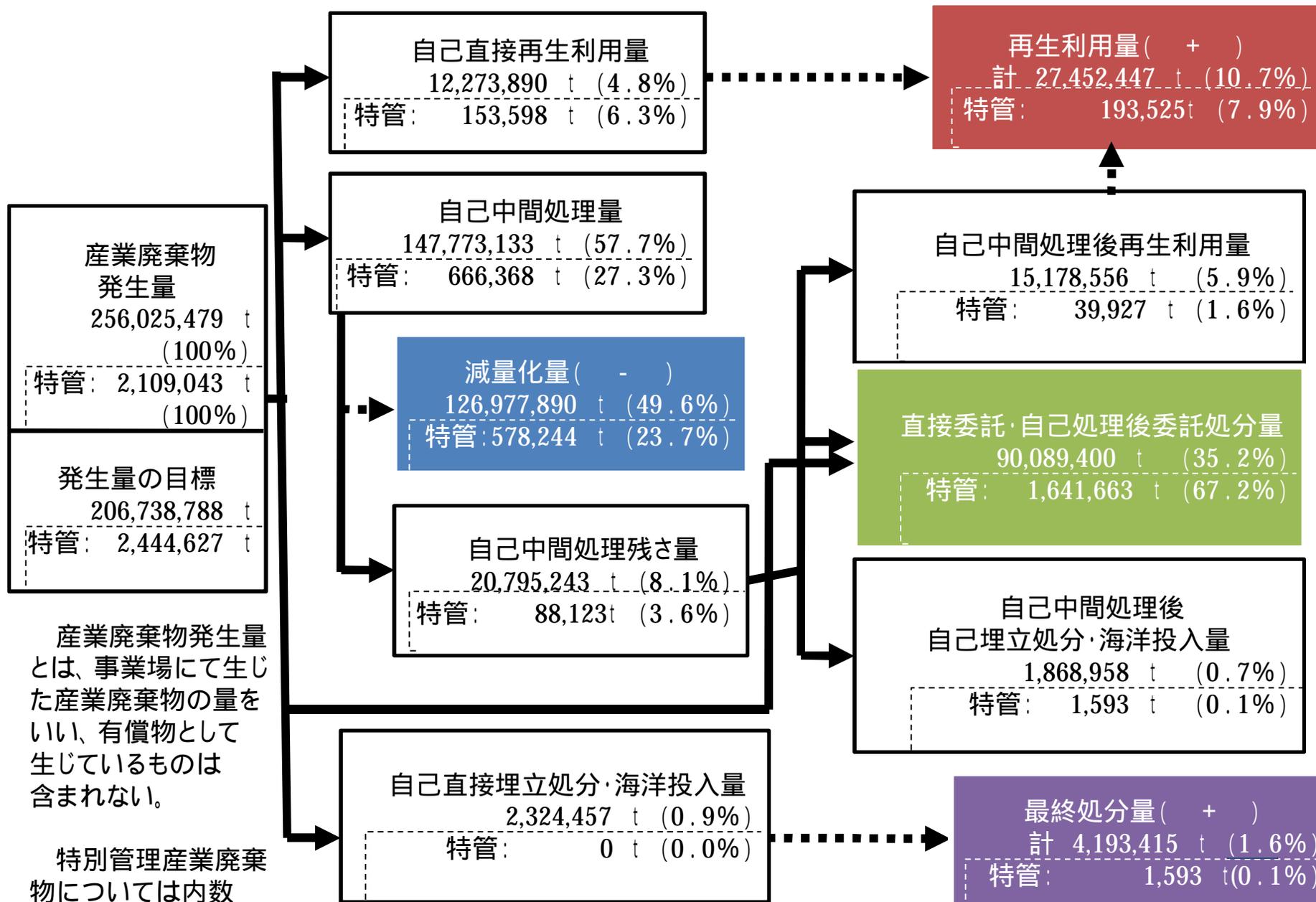
業種	処理計画の提出事業場数	実施状況報告書の提出事業場数
農 業	22	22
林 業	0	0
漁 業	0	0
鉱 業	50	49
建設業	4328	4386
製造業	4703	4700
電気・ガス・熱供給・水道業	876	872
情報通信業	53	56
運輸業	13	13
卸売・小売業	12	13
飲食店・宿泊業	0	0
医療、福祉	552	545
教育、学習支援業	10	11
複合サービス業	5	5
サービス業(他に分類されないもの)	60	55
公 務	67	68
そ の 他	9	9
合 計	10760	10804

(平成17年度実績。事業者からの報告の集計値のため、各値に差異が生じている。)

# 多量排出事業者の業種別産業廃棄物発生量等

業種	発生量の目標	計画の実施状況							
		発生量	自己直接再生利用量等	自己直接埋立処分量等	自己中間処理量	自己中間処理残さ量	自己中間処理後再生利用量	自己中間処理後自己埋立処分量等	直接委託・自己処理後委託処分量
農業		308,729	1,300	200	281,515	66,358	65,358	0	20,113
林業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
漁業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鉱業	2,413,207	2,407,713	31,670	244,079	2,047,934	700,432	601,068	123,530	54,562
建設業	32,320,614	32,569,199	407,828	227,794	2,735,020	1,603,715	1,978,746	23,142	28,736,489
製造業	110,961,495	157,207,159	11,758,290	311,713	91,793,253	16,218,200	12,060,053	1,640,727	49,619,374
電気・ガス・熱供給・水道業	58,478,828	61,475,695	197,373	1,531,595	48,517,470	1,927,736	382,236	81,515	11,663,005
情報通信業	68,843	86,814	0	0	0	0	1,250	0	85,564
運輸業	15,540	130,643	948	0	113,257	109,518	109,285	0	16,663
卸売・小売業	193,055	167,796	0	0	112,633	8,858	64	0	50,023
飲食店・宿泊業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医療、福祉	165,487	196,795	0	0	14,969	2,930	1,001	0	180,997
教育、学習支援業	1,935	2,253	0	0	477	167	0	0	1,942
複合サービス業	18,259	18,129	0	0	13,172	604	0	0	5,561
サービス業(他に分類されないもの)	239,834	296,034	28,899	9,076	243,109	36,817	7,534	1,638	70,556
公務	3,607,352	3,558,293	0	0	2,537,025	200,576	4,661	0	1,217,400
その他	37,202	44,855	1,180	0	29,666	7,457	7,227	0	8,817

# 多量排出事業者の産業廃棄物発生量等のフロー



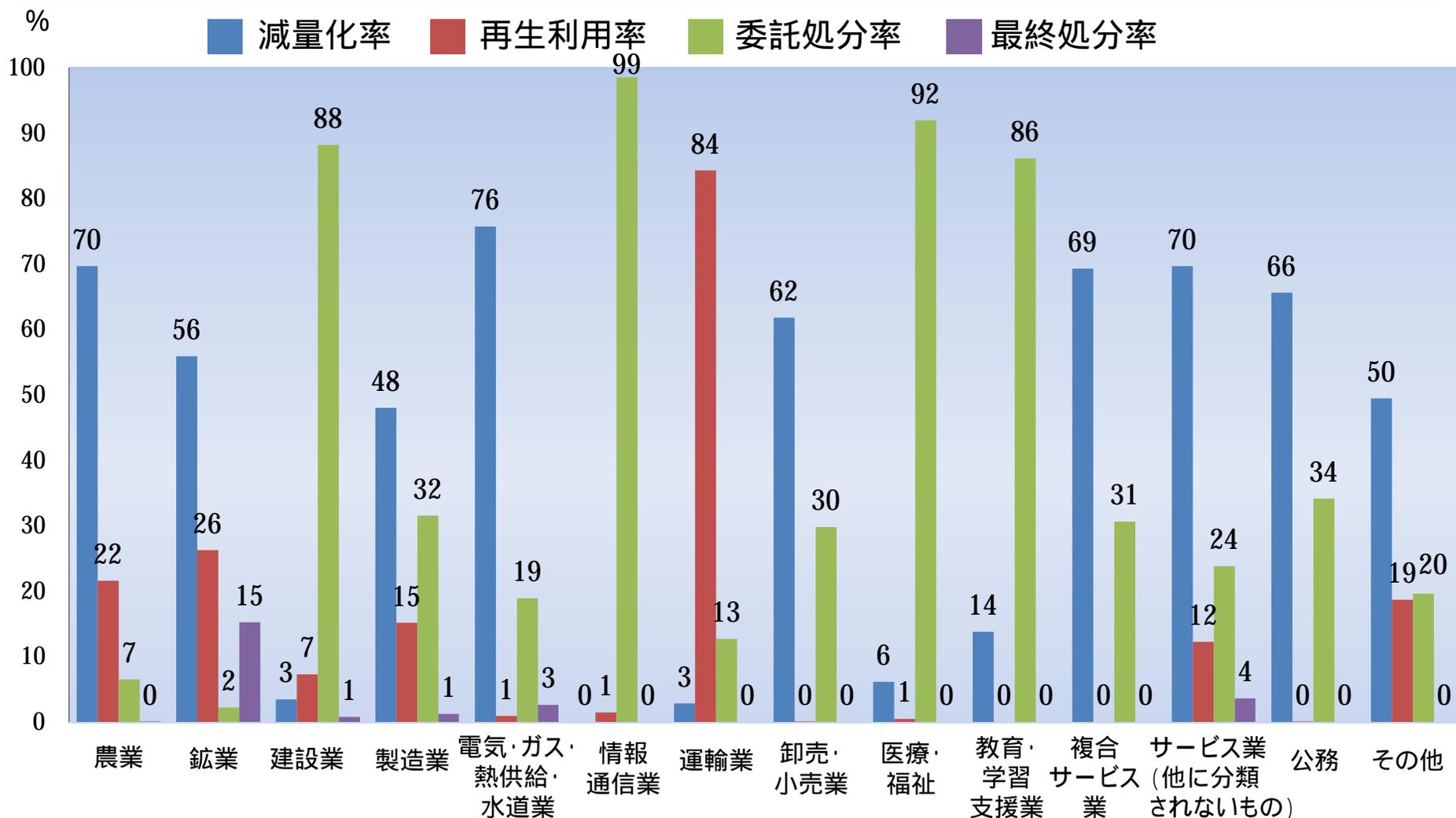
産業廃棄物発生量とは、事業場にて生じた産業廃棄物の量を行い、有償物として生じているものは含まれない。

特別管理産業廃棄物については内数として示している。

# 実施状況報告書に基づく業種ごとの減量化率、再生利用率等

平成17年度実施状況報告 提出数:10804

平均減量化率:49% 平均再生利用率:11% 平均委託処分率:35% 平均最終処分率:2%



(注1) 減量化率 : 産業廃棄物発生量のうち、自己中間処理量から自己中間処理残さ量を除いた量の割合。

(注2) 再生利用率 : 産業廃棄物発生量のうち、自ら再生利用した量の割合。委託後の再生利用量は含まない。

(注3) 委託処分率 : 産業廃棄物発生量のうち、直接又は自ら処理後、他社に処理委託した量の割合。

(注4) 最終処分率 : 産業廃棄物発生量のうち、直接又は自ら処理後、自ら埋立処分又は海洋投入した量の割合。委託後の最終処分量は含まない。

# 再生利用認定制度

## 制度の趣旨・背景

- ・廃棄物処理施設の設置を巡る住民紛争が激化
- ・処理施設の設置が非常に困難



- ・再生利用の大規模・安定的な推進

生活環境の保全を十分に担保しつつ、再生利用を大規模・安定的に行う施設を確保し、廃棄物の減量化を進める必要。

## 制度の概要

### 認定対象者

安定的な生産設備を用いた再生利用を自ら行う者

### 特例措置

環境大臣の認定により、都道府県知事等の処理業・処理施設の設置の許可が不要となる

### 認定品目

廃ゴム製品  
廃プラスチック類  
シリコン汚泥  
廃肉骨粉  
廃木材(一廃)  
建設汚泥(産廃)

【平成19年10月追加】

金属を含む廃棄物  
(バーゼル規制対象物)  
非鉄製錬・精錬業、製鉄業による再生利用

## 概念図

簡単に腐敗、揮発したりして生活環境保全上支障の生じない廃棄物

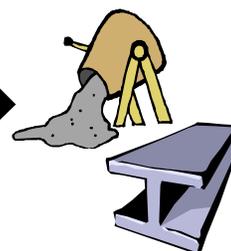


原材料として投入



生産設備等  
(製鉄所、セメントキルン等)

再生利用

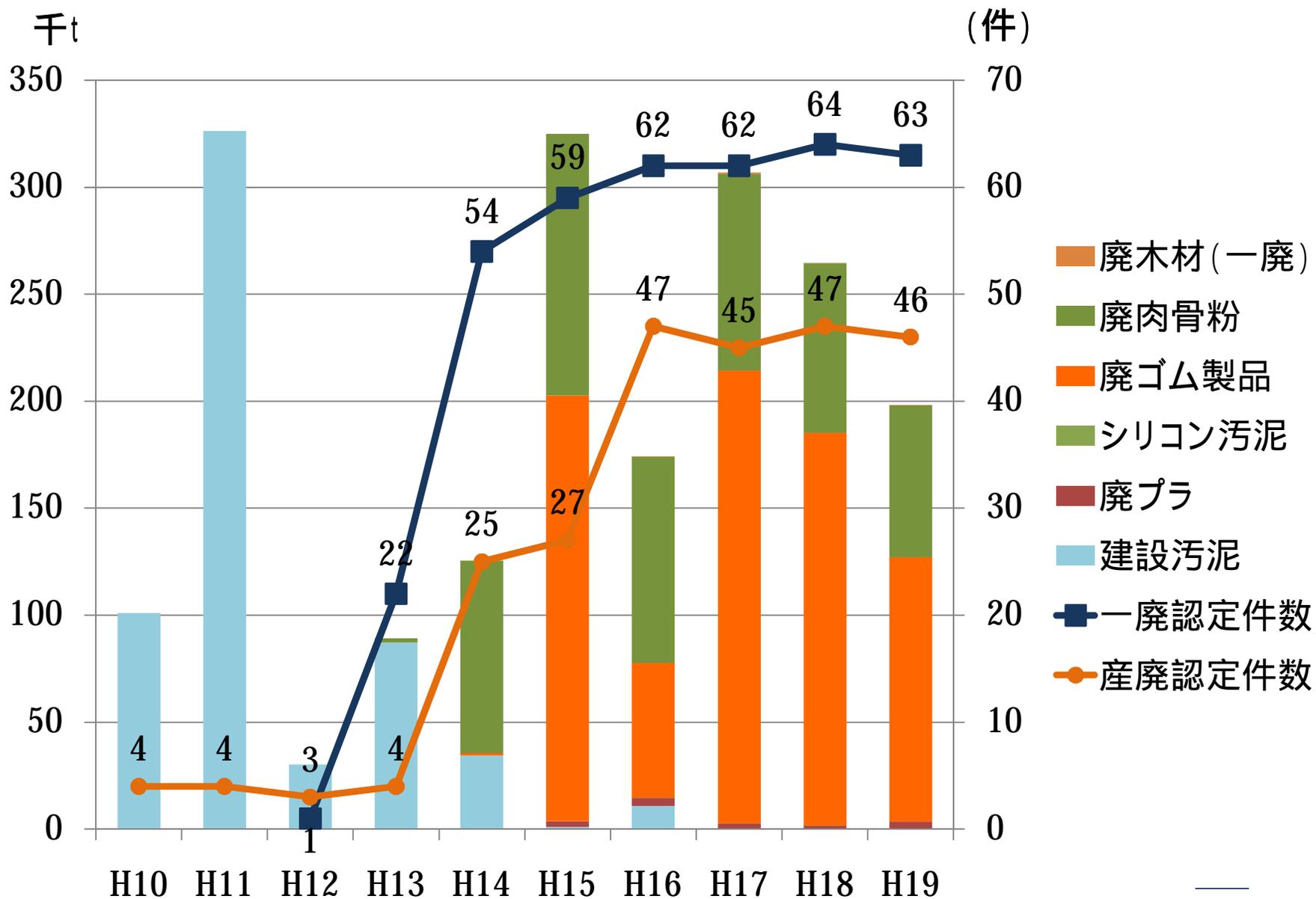


製品(鉄、セメント等)

## 認定実績(H21年11月末)

一般廃棄物: 63件  
産業廃棄物: 48件

# 再生利用認定制度の認定件数と処理量の推移



# 広域認定制度

## 制度の趣旨・背景

- ・製品が廃棄物となったものを処理する場合、当該製品の製造、加工、販売等を行うもの（製造事業者等）が当該廃棄物の処理を担うことは、製品の性状・構造等を熟知していることで、高度な再生処理等が期待できる等のメリットがある。
- ・廃棄物を広域的に収集することにより、廃棄物の減量その他その適正な処理が推進される。

## 制度の概要

### 認定対象者

製造事業者等であって、当該製品が廃棄物となった場合にその処理を広域的に行う者

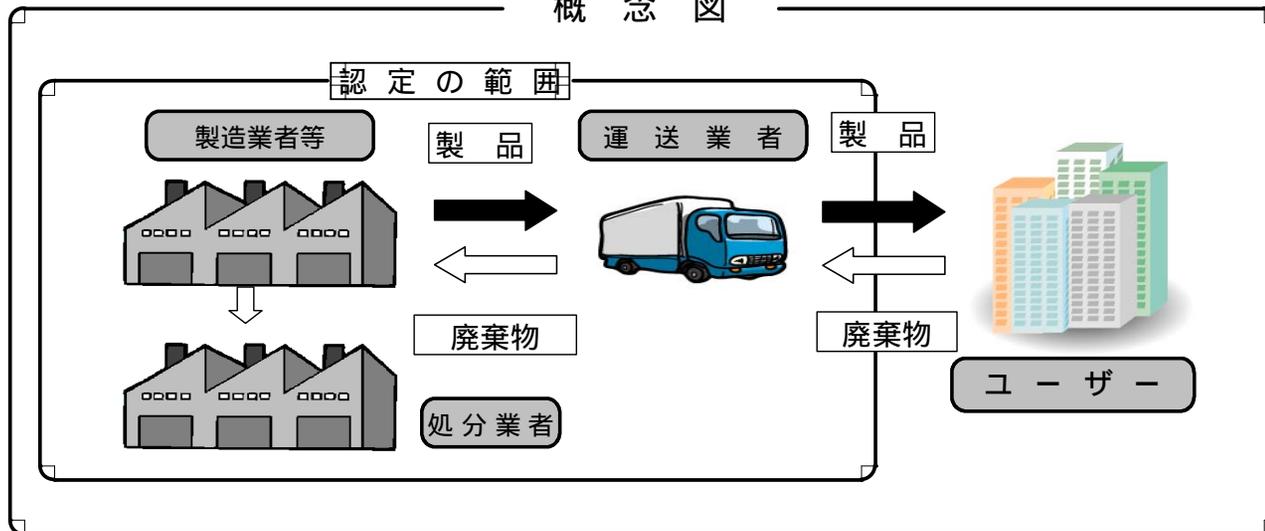
### 特例措置

環境大臣の認定により、都道府県知事等の処理業の許可が不要となる

### 認定品目

- 一般廃棄物：品目を限定  
廃スプリングマットレス、廃消火器、廃開放型鉛蓄電池等
- 産業廃棄物：品目限定なし  
情報処理機器、原動機付自転車・自動二輪車、建築用複合部材等

## 概念図



## 認定実績(H21年11月末)

一般廃棄物：74件  
産業廃棄物：174件

# 広域認定制度における報告書

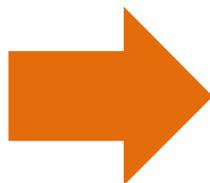
広域認定を受けて行う処理の内容が、認定基準である、  
廃棄物の減量・適正処理が確保されているものであることを確認する必要



広域認定を受けた者は、毎年、前年の処理に関して、廃棄物の種類ごとに  
一定の事項を記載した報告書を提出しなければならない

## 報告書の内容

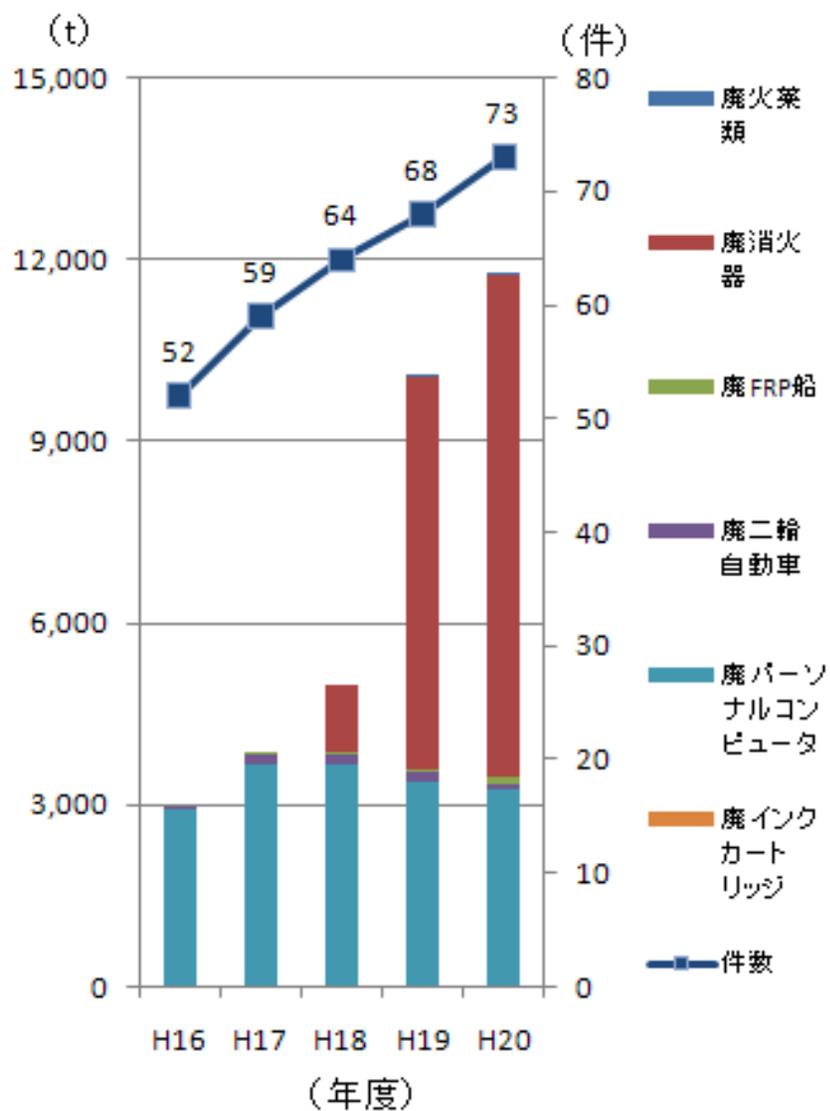
1. 氏名・名称、住所、法人代表者
2. 認定年月日、認定番号
3. 申請に係る処理を行った廃棄物の種類ごとの数量
4. 再生を行った場合は、再生品の種類ごとの数量
5. 熱回収を行った場合は、熱回収により得られた熱量



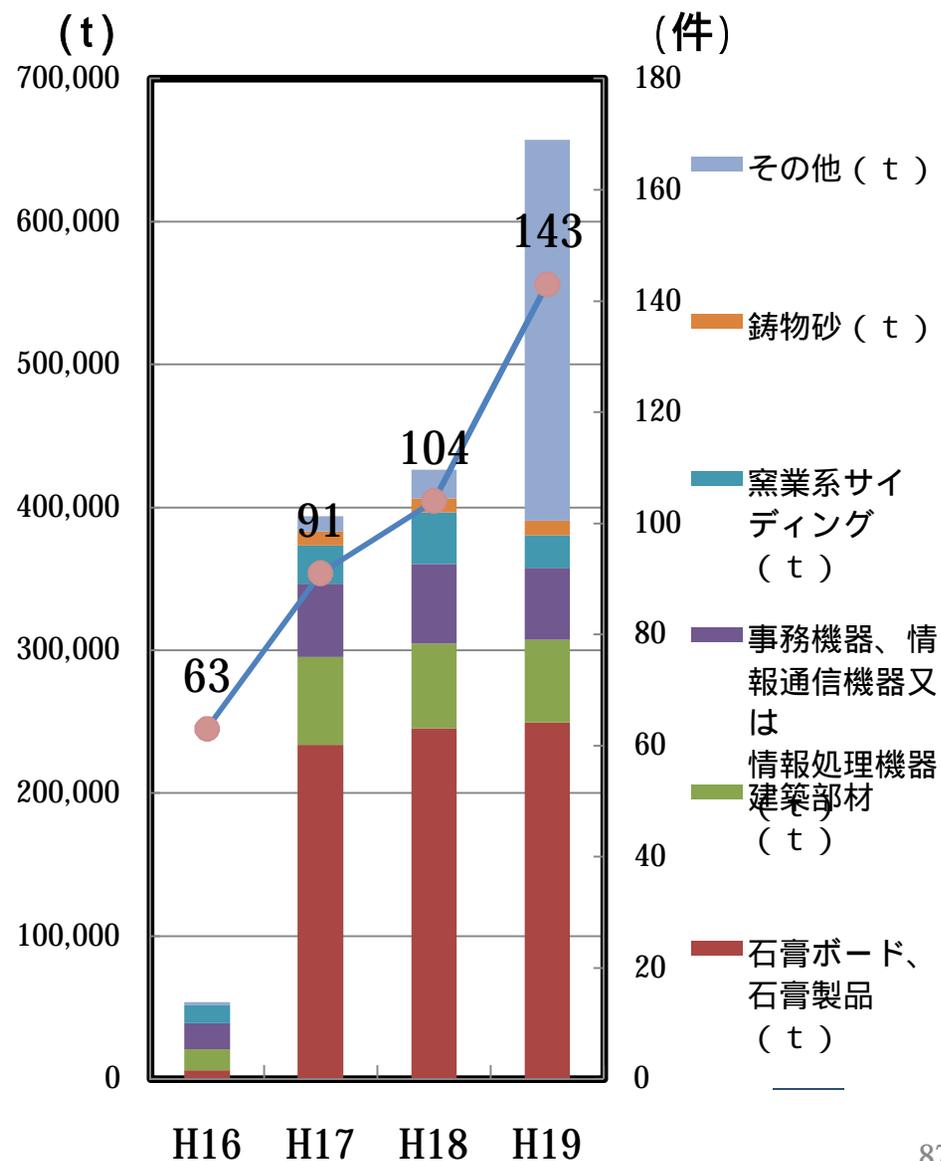
製品の性状・構造等を熟知している製造事業者等が処理を担うことにより、製品設計への反映等も含め高度な再生処理等を行うことができるという制度趣旨の下、どのように処理・製品設計への反映等が行われたが明らかでない。

# 広域認定制度の認定件数と処理量の推移

## 一般廃棄物



## 産業廃棄物



# 地方自治体の運用の状況

## 住民同意制

### 概要

産業廃棄物処理施設を設置しようとする者に対し、法律上の設置許可要件に加えて、地元住民の同意を得ることを、設置の要件としていること。

### 主な目的

住民と施設を設置しようとする者との間の紛争を防止するため。

### 代表的な例

要綱において、以下のように規定。

関係住民の同意書を取得

知事に対し事業の計画書を提出し、許可申請の事前に協議

事業者は、知事から事前協議終了の通知を受けてから、許可申請を行うものとする

この他、条例で、事業の計画書とそれについての説明会の計画書を事前に提出することを義務付け、知事が、住民・関係市町村・設置しようとする者の意見を調整するとしているものなどがある。

## 域外廃棄物の搬入規制

### 概要

域外で発生した産業廃棄物を搬入しようとする者に対し、搬入に際して、自治体から承認を得ることなど事前の審査をすることを求め、何らかの制限を行うこと。

### 主な目的

区域外からの廃棄物の流入の事前把握のため。  
不適正処理を防止するため。  
区域外からの廃棄物の流入量を減らすため。

### 代表的な例

要綱又は条例において、以下のように規定。

域外産業廃棄物を搬入しようとする事業者は、知事に対し書面で事前に協議

知事は、独自の基準に適合することを審査・確認し、その旨を事業者へ通知

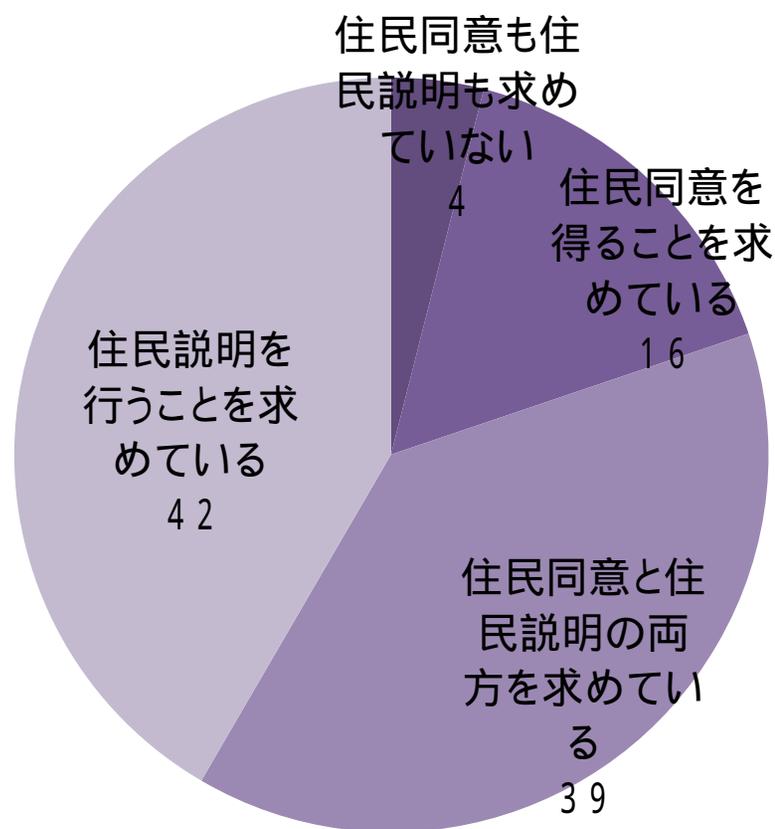
事業者は通知書を受けた後でなければ搬入してはならない

事業者は、毎年、搬入状況について知事に報告

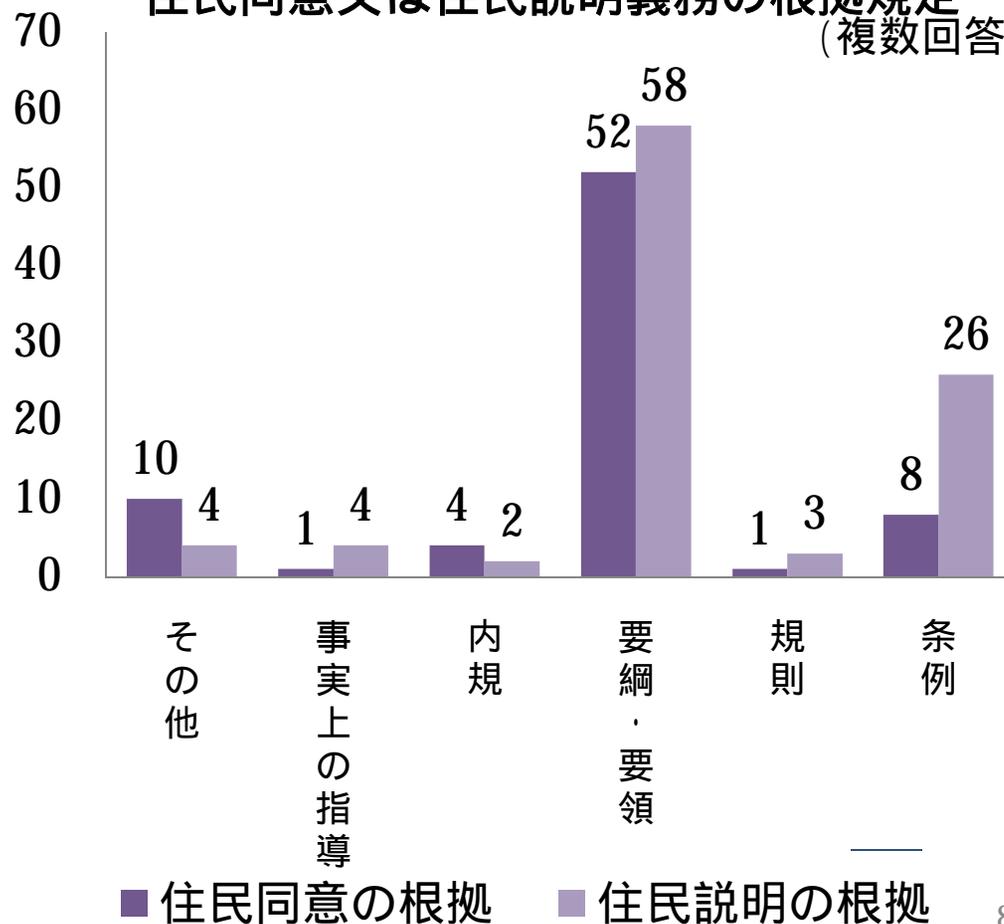
# 地方自治体における廃棄物処理施設の設置に関する住民同意・住民説明の導入状況

全自治体の90%が、住民同意又は住民説明の何れか又は両方を求めている。  
 住民同意を求めている自治体：計55      住民説明を求めている自治体：計81

住民同意又は住民説明の義務付け状況



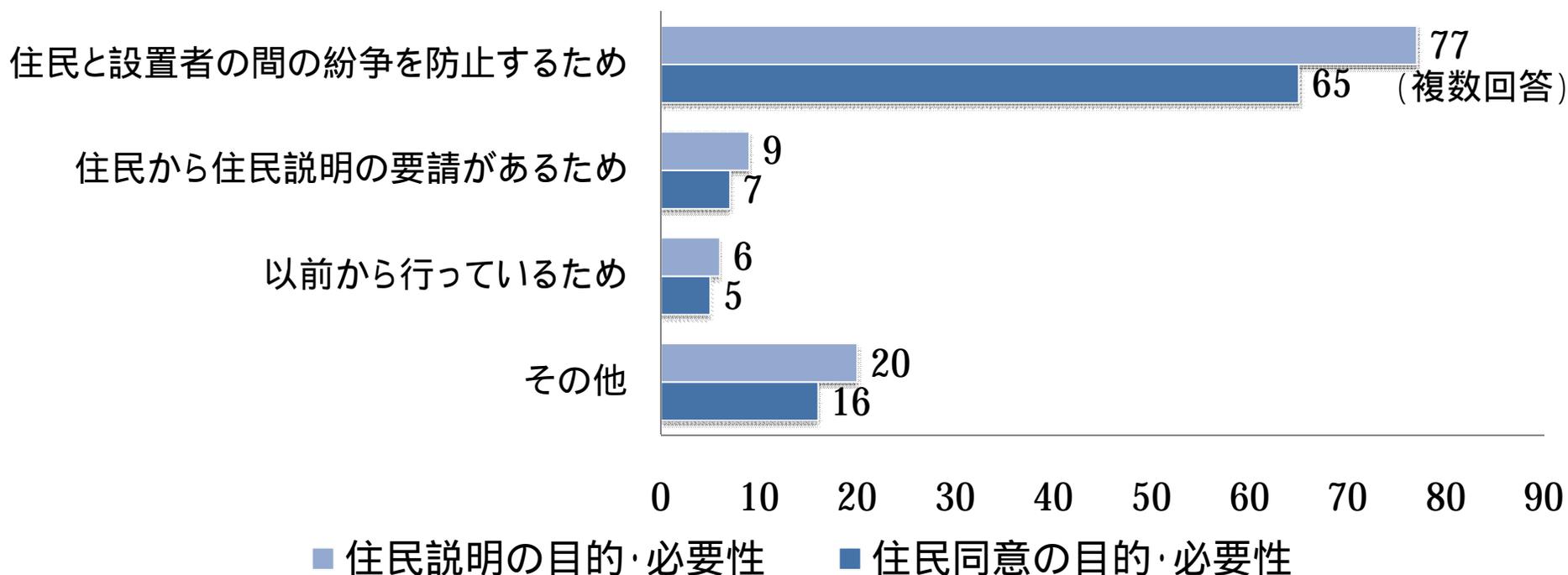
住民同意又は住民説明義務の根拠規定  
 (複数回答)



# 地方自治体が住民同意・住民説明を義務付ける 目的・必要性

住民同意又は説明を求めている自治体の約70%が、住民と施設設置者の間の紛争を防止することを目的としている。その他の目的・必要性としては、以下が挙げられた。

- ・住民からの要請のため、
- ・施設の円滑な設置・運営のため、
- ・地域住民に対する情報提供のため、
- ・事前に予測される生活環境保全上の問題点について相互に理解することにより施設設置を促進するため、
- ・住民の妥当な意見の反映

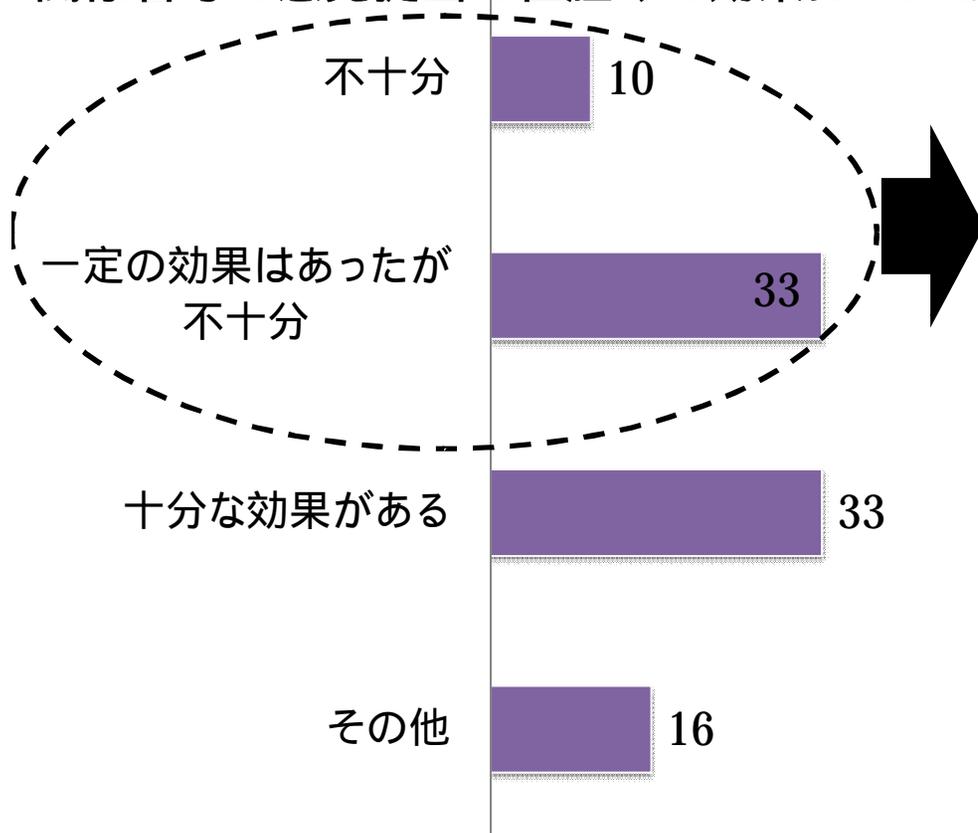


# 法律上の施設設置手続の効果について

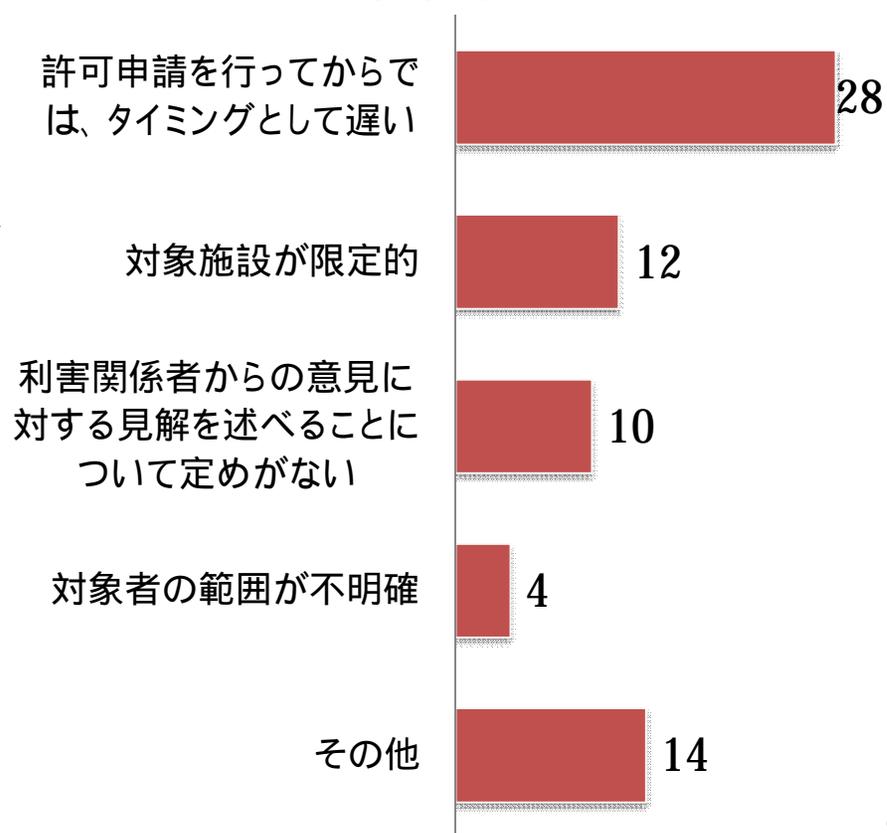
効果不十分とする理由として、許可申請を行ってからでは遅いという意見については、

- ・ 許可申請時点では、許可申請者は相当費用を費やしており、計画の変更が困難になる
- ・ 事業者が計画の再考をする期間が必要
- ・ 用地の取得や施設の建設計画の詳細が相当程度進行している状況である許可申請後の段階で住民に初めて情報公開されることになれば、かえって深刻なトラブルの発生を招きかねないという理由が挙げられている。

## 施設設置手続における告示・縦覧、利害関係者等の意見提出の仕組みの効果について



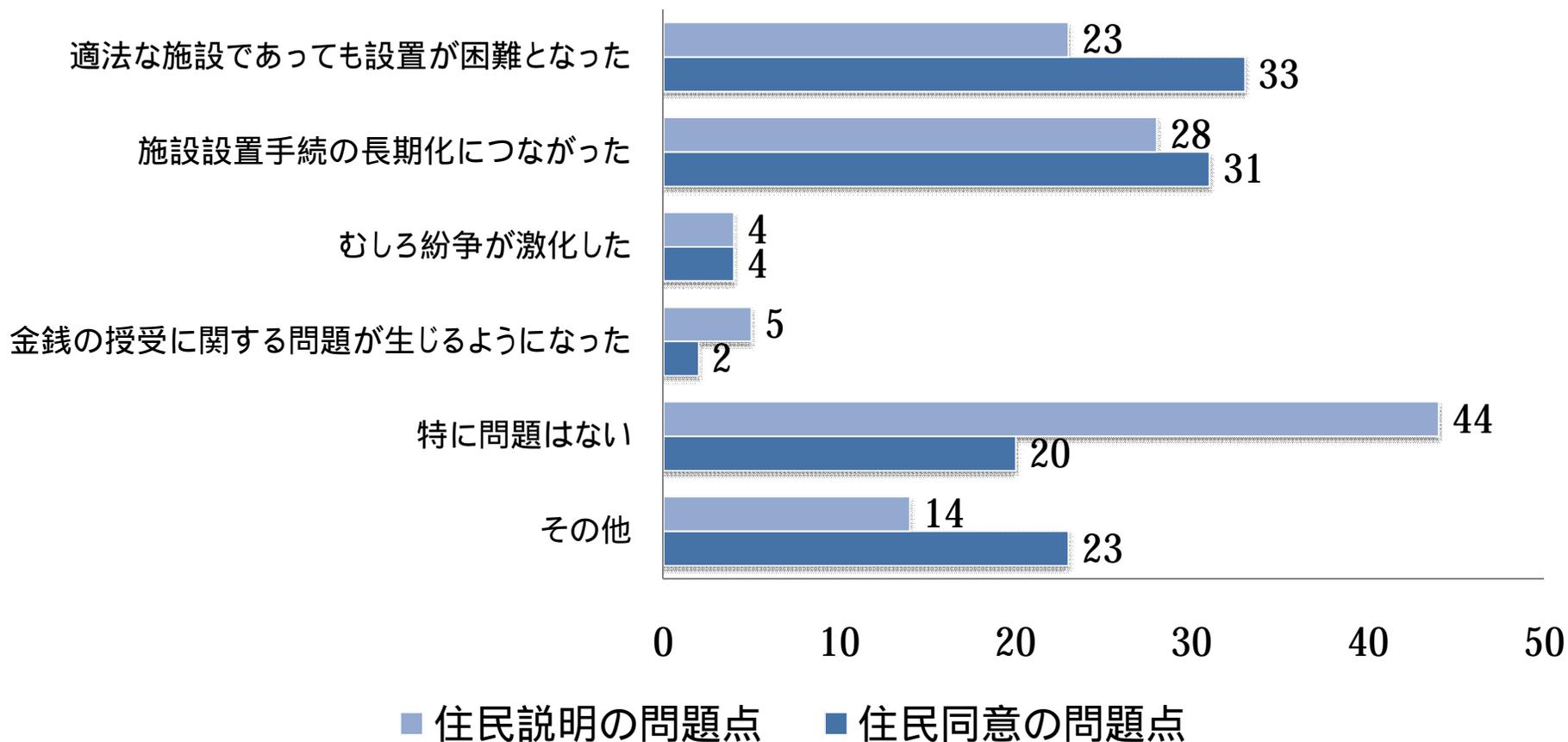
## 不十分又は一定の効果はあるが不十分とする理由



# 住民同意・住民説明の義務付けにより生ずる問題点 (地方自治体の認識)

各自治体において住民同意又は説明について認識している問題点としては、適法な施設であっても、近隣住民等の反対のみをもって施設設置が困難になったり、手続が長期化することが挙げられる。

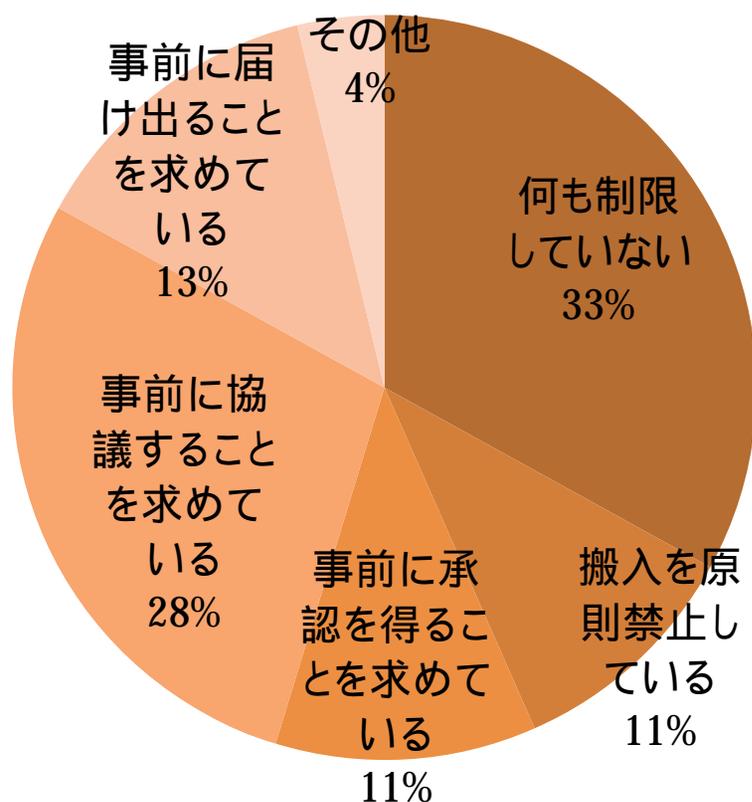
また、住民同意については、その他として、同意書を作成することに対する抵抗感から同意書取得が困難になることなどが挙げられた。



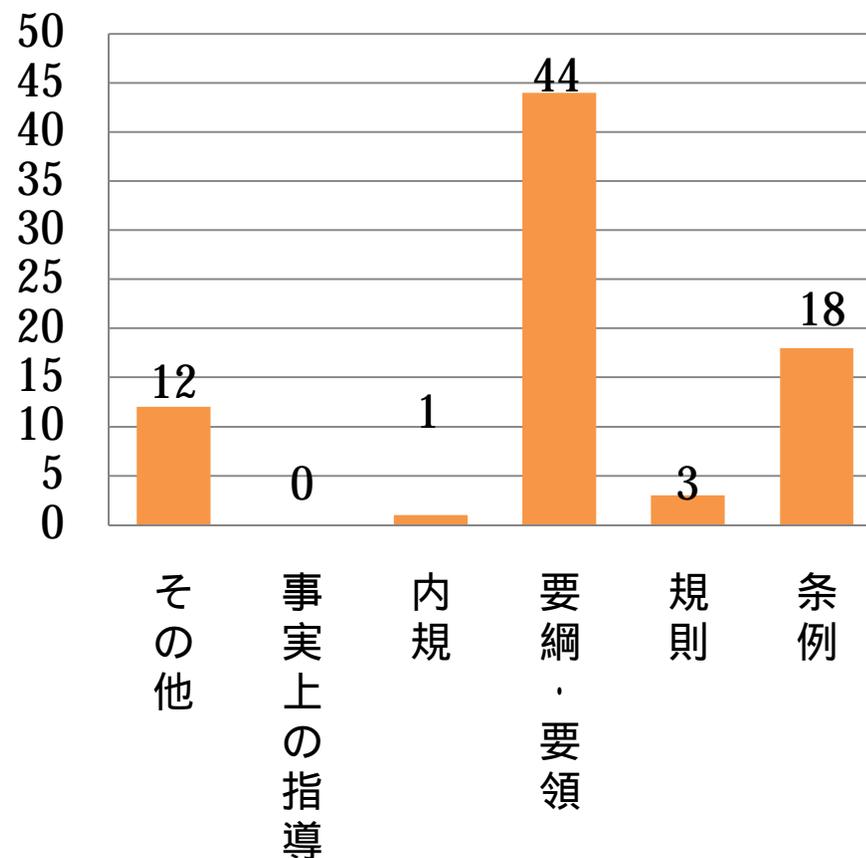
# 地方自治体における、区域外からの廃棄物の流入規制の導入状況について

区域外からの廃棄物の流入について、何も制限していない自治体は33%ある一方、原則禁止や事前承認制をはじめとする何らかの規制措置を設けている自治体は63%にのぼっている。

## 流入規制の義務付け状況



## 流入規制の根拠

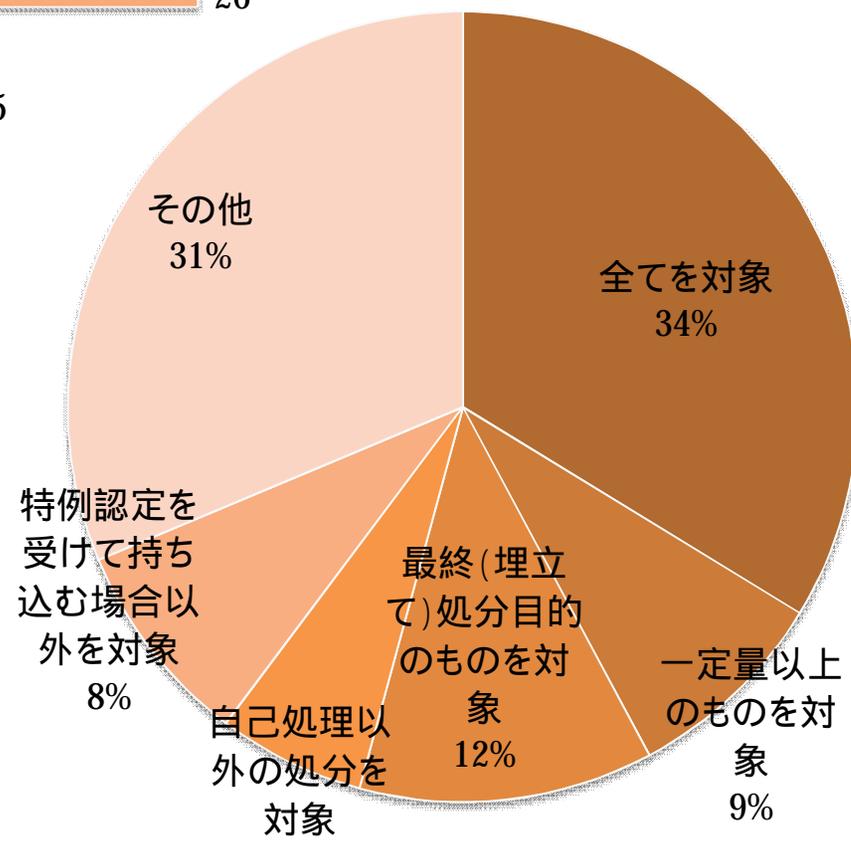
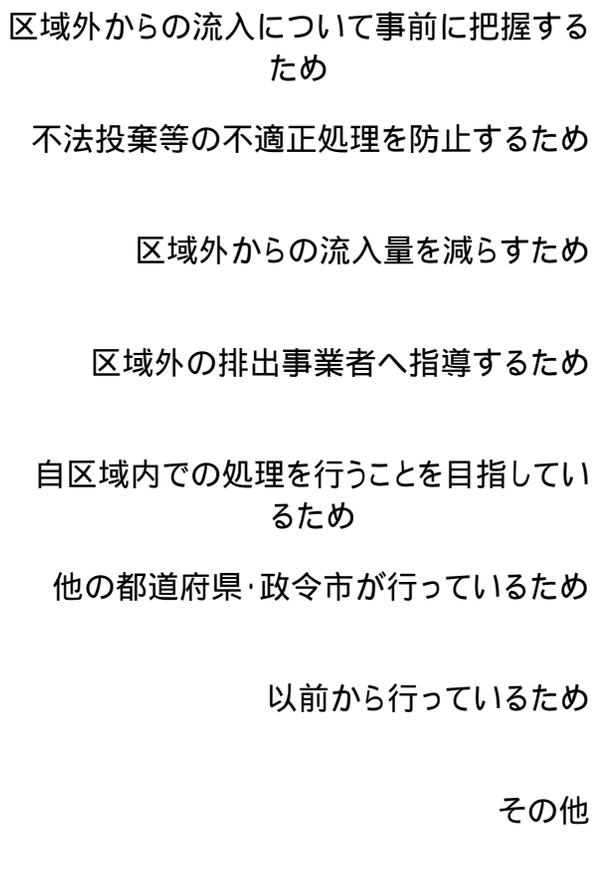


# 地方自治体が流入規制を義務付ける対象・目的・必要性

各自治体において、区域外からの廃棄物の流入を何らかの措置により規制する目的・必要性としては、区域外からの流入について事前に把握するため、不法投棄等の不適正処理を防止するためなどが挙げられている。

## 流入規制を義務付ける目的・必要性

## 流入規制を義務付けている場合の対象となる廃棄物



(複数回答)

■ 事前届出   
 ■ 事前協議   
 ■ 事前承認   
 ■ 原則禁止